

## 森林所有者の方へ

- 森林の立木の伐採には事前の許可・届け出が必要です

森林所有者などが森林の立木を伐採するときは、事前に伐採の許可や届け出の手続きが必要です。また、1万m<sup>3</sup>（太陽光発電を目的とする場合）を超える面積の森林を開発するときは、県知事の許可が必要です。無許可や無届けで立木を伐採した場合、罰金などの罰則が適用されることがあります。

● 新たに森林の土地の所有者となつた方は届け出が必要です

森林の土地を新たに取得した方は、土地の所有者となつた日から90日以内に、取得した土地のある市町村へ届け出が必要です。（国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出をした場合は不要）

問 林務課（金屋庁舎）

令和7年度（2025年度）  
湯浅保健所家族教室

日時／3月6日（金）13時30分～15時30分

場所／有田振興局3階 大会議室  
(湯浅町湯浅 2355-1)

内容／「ストレスとうまくつきあおう」～ご家族自身のこころのセルフケア～

講師／北内京子さん（精神科医・前湯浅保健所長）

対象／心の病気を抱える方を支えるご家族など

● 定員／20人（先着順）

● 参加費／無料

● 申し込み方法／電話かファックスで

「氏名・連絡先・特別な配慮（手話通訳や車椅子など）が必要かどうか」をお知らせください。

● 受付期間／2月27日（金）まで

※特別な配慮が必要な場合は、2月20日（金）までにご連絡ください。

問 湯浅保健所保健課

☎ 64-1294  
ファックス64-1290

養護老人ホームなぎ園  
職員採用試験

養護老人ホームなぎ園の職員採用試験を次のとおり行います。詳しくは養護老人ホームなぎ園まで、お問い合わせください。

● 採用予定人員／看護職員1人  
● 採用予定時期／5月1日（金）  
● 試験日／3月15日（日）

続けてみよう！

手話でしりとり！「み〇」

手話で「しりとり」していきましょう。  
皆さんはどんな言葉をつなげていきますか？

先月号の答えは  
「鏡」でした！  
今月の答えは次号で発表！

ヒント  
原料の麺の種類により、米・麦・豆・調合の四つに分類されます。

※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。



両手で棒を握り、かき混ぜるように動かす。

- ① 日以降に生まれた方
- ② 看護師資格または准看護師資格を取得している方
- ③ 日本国籍を有する方
- ④ 5月1日（金）から勤務可能な方
- ⑤ 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方

● 申込用紙交付・受付場所／養護老人ホームなぎ園（湯浅町吉川160）

● 受付期間／2月3日（火）～3月3日（火）9時～17時

※土日祝日を除く。

● 有田郡老人福祉施設事務組合 養護老人ホームなぎ園

☎ 63-6886